

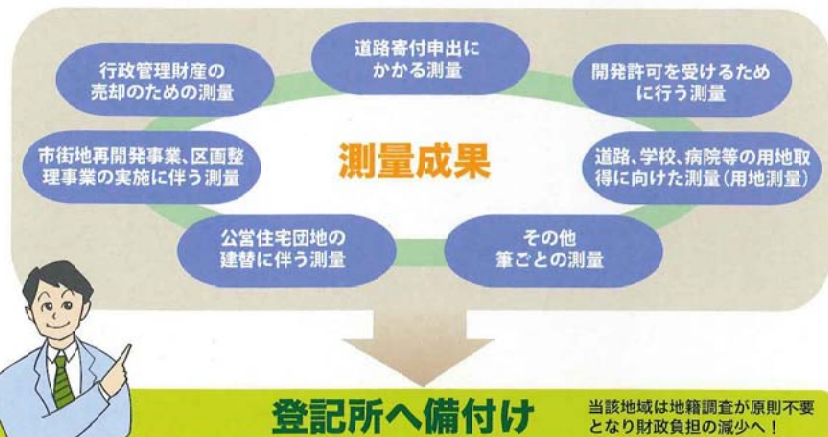
街づくりのために

土地の境界の確かな情報が、
すてきな街づくりと
みんなの笑顔を生み出します。

1 無駄にしていますか？ 測量成果

測量成果は正確な地図として登記所へ備え付け、将来へ役立てましょう！

土地の正確な情報を共有する事は、土地に係わる様々なトラブルを未然に防ぎ、街づくりのスムーズな進捗にもつながります。また、土地売買、土地の相続等の際には、境界の確認にかかる時間やコストを抑える事ができます。



2 知っていますか？ 19条5項指定

土地に関する様々な測量・調査の成果が、地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査の成果と同様に取り扱う事ができるよう、当該成果を国が指定する制度です。この国が指定する根拠が国土調査法第19条第5項であることから、「19条5項指定」と呼んでいます。

●指定を受ける？

指定を受けた地図を、不動産登記法第14条第1項地図(土地の正確な位置、形状を表した地図)として備え付けるために国土交通大臣などから登記所に送付します。

●申請の手続きについて

- 申請資料については、事前にお問い合わせください。(申請における手数料はかかりません)
- 審査期間は2週間程度です。
- 申請書の様式及び必要書類は、以下の国土交通省のホームページ等に掲載しています。

<http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html>

3 知っていますか？ 補助金制度

地方公共団や民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、平成22年度より地籍整備推進調査費補助金を創設しました。平成25年度から国が民間事業者等による調査・測量成果に対して直接補助できるよう制度を拡充しました。

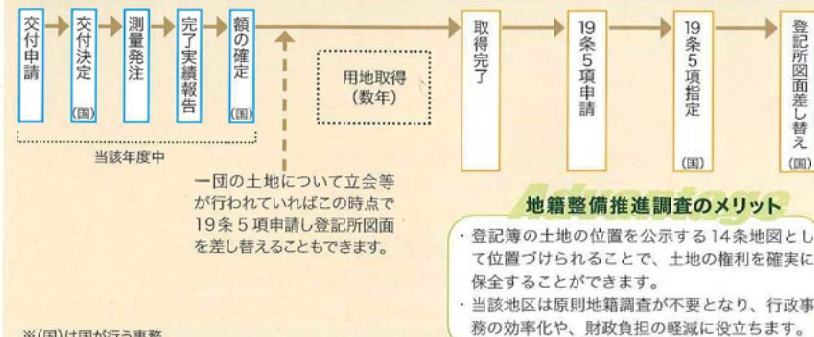
- 事業主体 地方公共団体・民間事業者等
- 地域要件 人口集中地区、又は、都市計画区域(地籍調査実施済地域は除く)
- 補助率 地方公共団体1/2(直接補助)
民間事業者等1/3(間接補助)
ただし、地方公共団体の補助する額の1/2が限度(地方公共団体が補助制度を設けていることが必要です)

●民間事業者等1/3(直接補助)【平成25年度から】

- 面積要件 500㎡以上
- 補助対象 国土調査法第19条第5項の指定申請等による地籍情報整備に必要な以下の費用



用地取得のための測量で地籍整備推進調査費補助金を活用する場合の流れのイメージ



※(国)は国が行う事務

詳しい内容はホームページをご覧ください <http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html>